

(5) 一般旅客定期航路事業の指定区間・サービス基準

令和6年3月31日現在

指定 番号	指定区間	二 地 点 間	運航 日程	運航回数	運 航 時 刻	各運航ごとの 最低輸送能力
					始 終 発 時 刻	
25	初 島	初島漁港～熱海港	毎日	1日 7往復	始発:熱海港着 8時30分以前 終発:熱海港発 17時15分以後	旅客: 500人
26	佐 久 島	佐久島漁港～一色漁港	毎日	1日 6往復	始発:一色港着 8時00分以前 終発:一色港発 17時00分以後	旅客: 80人
27	日間賀島 河 和	日間賀漁港～河和港 又は河和漁港	毎日	1日10往復	始発:河和港着 8時00分以前 終発:河和港発 18時00分以後	旅客: 80人
		篠島漁港～河和港又 は河和漁港	毎日	1日10往復	始発:河和港着 8時00分以前 終発:河和港発 18時00分以後	旅客: 80人
28	篠島師崎	篠島漁港～師崎港、 師崎漁港又は大井漁 港	毎日	1日20往復	始発:師崎港着 7時45分以前 終発:師崎港発 19時00分以後	旅客: 80人
		日間賀漁港～師崎港、 師崎漁港又は大井漁 港	毎日	1日20往復	始発:師崎港着 7時45分以前 終発:師崎港発 19時00分以後	旅客: 80人
29	鳥 羽	神島漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 4往復	始発:鳥羽港着 7時45分以前 終発:鳥羽港発 16時45分以後	旅客: 150人
		菅島漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着 7時45分以前 終発:鳥羽港発 18時30分以後	旅客: 150人
		桃取漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着 7時15分以前 終発:鳥羽港発 18時30分以後	旅客: 150人
		答志漁港又は答志町 和具漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着 7時45分以前 終発:鳥羽港発 18時30分以後	旅客: 150人
		坂手漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日10往復	始発:鳥羽港着 7時00分以前 終発:鳥羽港発 20時00分以後	旅客: 150人
30	間 崎 島 賢 島	間崎漁港～賢島港	毎日	1日 9往復	始発:賢島港着 7時15分以前 終発:賢島港発 17時30分以後	旅客: 50人
31	間 崎 島 和 具	間崎漁港～志摩市和 具漁港	毎日	1日 9往復	始発:和具着 7時45分以前 終発:和具発 17時00分以後	旅客: 50人
32	浜 島 御 座	浜島港～御座漁港	毎日	1日 3往復	始発:御座着 8時00分以前 終発:御座発 17時00分以後	旅客: 50人
				1日 3往復	始発:浜島港着 9時10分以前 終発:浜島港発 16時45分以後	旅客: 50人
33	尾 鷲	須賀利漁港～尾鷲港	毎日	1日 4往復	始発:尾鷲港着 8時00分以前 終発:尾鷲港発 17時00分以後	旅客: 45人